

熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 31 日

熊谷市長 小 坂 哲 也

規則第 38 号

(別紙)

熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第6号に」を「第5号に」に、「同項第7号」を「同項第6号」に、「第12号」を「第10号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第9条第1項の規定は、令和9年度以後の年度分の第2条第1号に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）について適用し、令和8年度までの年度分の資格審査については、なお従前の例による。